

プロポーザルの募集内容に関する質問・回答

No.	資料名	質問内容	回答
1	実施要領	提出書類の中の、「単価表」と「見積書」の合計金額は同じ金額であるという考え方でよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。単価表の様式においては、予定数量も併せて記載しており、各単価を設定することで単価と予定数量を掛けて算出される小計、消費税及び地方消費税、合計の金額が計算できるようになっています。単価表における小計、消費税及び地方消費税、合計の金額と見積書に記載される各金額は同じとなるように記載してください。
2	実施要領	「単価表」の単価には、材料費・工費・経費が含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。各項目の単価は、各項目に必要な経費を含んだ金額としてください。
3	実施要領	「見積書」の構成として、いわゆる共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の項目は記載せずに、単価表と同様の考え方で作成するという形でよろしいでしょうか。	見積書には本件における小計、消費税及び地方消費税、合計の金額を記載してください。本件は単価契約であり、単価表に記載された項目以外の費用が発生することは想定していないため、仮設費や管理費等の経費は単価に含んだ形となるように各単価を設定してください。
4	仕様書	既にLED 器具に交換済みの箇所については、今回工事の交換対象でしょうか。また、交換する場合は、交換後の年数に関わらず交換でしょうか。	原則、既にLED 化されている照明につきましては、本業務における交換対象とは致しません。
5	仕様書	単価表に記載のある仕様の照明器具が交換の対象であり、記載のない照明器具は交換の対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	既設の蛍光灯照明器具が交換対象となり、原則、単価表に記載の種別の照明器具への交換となります。
6	仕様書	「高所の照明器具は本業務の対象外」とありますが、具体的に、どの程度の高さを「高所」と位置付けるのでしょうか。	交換にあたって、枠組足場や移動式足場等の組み立て設置する足場が必要な高さについて「高所」と位置付けております。具体的には、吹き抜けなどが想定されます。
7	仕様書	施設によっては照明器具の「間引き」をしている場合があると考えられますが、一律に交換という考え方でよろしいでしょうか。	点灯を間引きしている照明器具についても交換対象です。ただし、仕様書「6 履行内容」の(2)の⑧に記載のとおり、点灯を間引きしている照明器具がある場合については、設置するLED 照明の選定にあたって、施設担当者に相談をしたうえで設計して頂くことを想定しております。
8	仕様書	埋め込みの器具等において、リニューアルプレートにて対応している場合があると思いますが、器具の加工やリニューアルプレートでの対応が必要な場合は、どのような対応をするのでしょうか。	仕様書「6 履行内容」の(4)の⑦に記載のとおり、埋込型の照明器具の交換に際しては、埋込寸法による隙間が生じないように処置をして頂くことを想定しております。また、設置にあたって軽作業が生じる場合は、作業量に応じて、軽作業の単価に計上することが想定されます。
9	仕様書	本業務はグループ毎に対象施設と交換年度が既に決められておりますが、前倒しにて行うなどのスケジュール変更は可能でしょうか。	示しているスケジュールはあくまで現時点での予定であり、履行期間中に変更、中止、追加をする可能性があるため、状況によっては前倒しする可能性もございます。各年度のスケジュールについては、発注者、受注者で協議のうえ、各年度の契約締結時に決定することを想定しております。
10	見積書、単価表	見積書と単価表の違いについてご教示ください。 単価表に予定数量が記載されておりますので単価金額を入れたら見積書になるのではないのでしょうか。	回答のNo.1及びNo.3をご参照ください。
11	単価表	単価表内の「その他軽作業」とは何を指すのかご教示ください。 現地調査、打合せ等の内容と考えてもよろしいでしょうか。	現地調査、打ち合わせ等は図面作成費に含めることを想定しております。「その他軽作業」につきましては、回答のNo.8にもありますとおり、器具交換に伴い補修では済まない作業が生じる場合や絶縁不良等により配線等の修理が必要な場合等の作業費等を想定しております。
12	単価表	単価表内の「建築物」の単位の考え方をご教示ください。 建物のボリュームによって金額が変わりますがボリュームを考慮せず、1建築物ごとの金額を算出するという認識でよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。建築物のボリュームに関わらず、1建築物ごとの単価としてください。
13	単価表	単価表内の「アスベスト調査費」「図面作成費」に関して建築物ごとの算出になっておりますが、現地調査後に金額のご相談は可能でしょうか。	物価上昇等を考慮して単価を適正な金額に見直すことは考えられますが、ご質問のケースでの契約後の単価の変更は致しません。